

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証拠申出に対する意見書（追加）

平成20年6月3日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義聖



頭書事件に関し、貴庁は、利水関係につき、嶋津暉之、柏村忠志のほか、茨城県職員の根本雅博、仙波操の4名を、また、治水関係につき、大熊孝のほか、国職員の川崎和明、茨城県職員の早乙女秀男の3名の証人の採用をした。

しかし、利水関係にしろ、治水関係にしろ、原告らの主張は、以下のとおり主張自体失当のものであることは明らかであり、明白に失当な主張につき、提出済みの陳述書（意見書）をこえて上記のような証人尋問をすることは、先例のないきわめて異例なものと考えざるを得ず、採用決定の取消し等の善処方をお願いしたく、再度意見書（追加）を提出した次第である。

1 利水関係について

（1）利水に関する茨城県のハッ場ダムについての負担金の国庫への納付は、昭和61年のハッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時に、1日最大9万4200立方メートルをもって参画する旨のダム使用権設定申請をしたことによるもので、その負担割合や負担額については、他のダム使用権設定予定者や治水に関し受益する都県のそれらを含め、基本計画の作成時と平成16年の基本計画

変更時（工事に要する概算額の変更。なお、平成13年の変更は工期の変更）の国土交通大臣からの意見照会に対し、茨城県知事の異議のない旨の意見（関係都県知事として県議会の議決を経た上での意見及びダム使用権設定予定者としての意見）によるものであり、これらを「原因行為」とするものである。そして、八ッ場ダム建設事業は、これらの手続や関係行政機関の長との協議等を経て、国土交通大臣の作成する基本計画によって実施されている。

ところで、4号請求（旧代位請求、現義務付け請求）においては、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に反する違法なものであるときに限られるとされ（最三小判H4・12・15），その理は1号請求（差止請求）においても異ならないが（定説であり、多くの裁判例がある。），原告らの水余りだから利水上必要性がない旨の主張は、要するに原因行為についての主張にすぎず、本訴請求においては明らかに主張自体失当のものである。上記最三小判と同じ見解に立って、上記と同じ判断を示したものとして貴庁貴部H15・12・25判決（乙153、特に31頁以下。確定）があるが、本件において、上記最三小判や貴庁貴部判決を否定する理由は全くない。

(2) また、水特法負担金の制度は内閣総理大臣の指定ダムの指定等に基づくものであり、これを補完するための制度である基金負担金は国土交通大臣（以前は内閣総理大臣）の許可による利根川荒川基金とその業務についての業務方法等によるが、これら制度のもとでの茨城県の群馬県や同基金への負担金の支出は、上記したダム使用権設定申請と茨城県知事の異議のない旨の意見を原因行為として、基本計画に参画したことによるものであり、原告らの主張は、この原因行為に関するものであって、財務会計法規上の義務に関するものではなく、主張自体失当のものであることは明らかである。

2 残るのは、治水関係、ダム施工上の問題であるダムサイト・地すべり関係、環境関係となるが、これらはすべて国（国土交通省）の所管に属する事項にはかならない。本件が住民訴訟を借りて国の事務（事業）を争う濫用事案である

所以である。

治水関係にしぼってみると、利根川の洪水防御のための計画規模（基本高水のピーク流量）をどのように設定し、どのような河道整備等を行い、どのようにダム等の洪水調節施設で調節し、どのような流量を河道に流下させる等は、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済的効果等を総合的に考慮し、河川審議会（現社会資本整備審議会）の意見を聴きつつ、河川管理者たる国土交通大臣の裁量判断に委ねられており（名古屋地裁平成13年3月2日判決・判例自治217号29頁等）、原告らの主張のように都県民の生命、身体、財産にとって非安全側に設定されているというならば別途考慮する余地はあるにせよ、本件が仮に原告らの主張するように都県民の安全側に偏った計画であったとしても、そのことをもってその計画が違法だなどと到底言えるものではない。

原告らの都県民にとって非安全側に設定すれば足りる旨の主張は、政策上の提言と言えても（原告らの本件での主張は、社会資本整備審議会河川分科会に提出され採用されなかった乙193-1~3と同旨のものである。）、本件において治水上の基本計画を違法ならしめるようなものではあり得ない。

3 以上のとおり、本件において原告らの主張は主張自体失当のものであり、このような失当の主張の立証のために、7人の証人を採用することには大いに疑問を呈さざるを得ず、追加して意見書を提出した次第である。

なお、貴庁に対し上記した原因行為について補充する予定である。千葉地裁にはH20・6・10付で同旨の準備書面を提出する予定であり（証人採用は未了）、また、前橋地裁に対しては意見書（原因行為に関する指摘を含む。）を提出し、証人については原告側から強い要請があったが、保留となっている。

以上